

事 務 連 絡

平成23年6月30日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

東日本大震災により被災した被保険者に対する利用者負担の免除等の措置
に係る7月1日以降の取扱いの周知について

東日本大震災により被災した方等への必要な介護保険サービスの確保については、多大なご配慮、ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般の東日本大震災による被災者の方々の被保険証の提示及び利用者負担の免除等については、「東日本大震災により被災した介護保険の被保険者に対する利用者の免除等の運用について」（平成23年5月16日付け老介発0516第1号）及び「東日本大震災による被災者に係る利用料等の取扱いについて」（平成23年5月16日付け事務連絡）で告示しているとおり、一部の市町村を除き平成23年7月1日から介護事業所等に被保険者証及び免除証明書等の提示が必要となるところです。

この度、周知文書案及び周知用リーフレットを作成しましたので、広報誌掲載等、被保険者に対する周知にご活用いただけますよう、管内市町村やサービス事業所等に対する連絡等について特段のお取り計らいをお願いいたします。

介護サービスを利用される被災者の方々へ

厚生労働省

平成23年7月1日から介護保険施設、介護事業所等での取扱いが下記のように変わります。

1. 介護サービスを受ける際には、介護事業所等に「保険証」(被保険者証)の提示が必要になります。

2. 利用者負担等が免除等となるためには、利用者負担の「免除証明書」等の提示が必要となります。

平成23年7月1日からは、利用者負担の免除証明書等の提示が必要となりますので、市町村(保険者)に申請して下さい。

- ・免除となるのは、平成24年2月29日までです。(介護保険施設等の食費・居住費等の減免は平成23年8月31日までを予定)
- ・なお、免除の対象となる方で、免除証明書等を提示できず利用者負担等を支払った方は、支払った利用者負担等の還付を受けることができますので、申請をお願いします。

(利用者負担が免除される方)

(1) 災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震発生後、他市町村へ転出した方を含む)であり、

(2) 以下のいずれかに該当する方

- ① 主たる生計維持者が住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院し収入が減少した方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
- ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

※ ただし、以下の市町村の方は、右欄の日から免除証明書等の提示が必要となります。

県名	市町村名	提示が必要となる日
岩手県	釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町	平成23年 8月 1日
	宮古市	平成23年 9月 1日
	女川町、東松島市	平成23年 8月 1日
宮城県	塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町	平成23年 9月 1日
	石巻市、南三陸町	平成23年 10月 1日
	郡山市、南相馬市	平成23年 8月 1日
福島県	白河市	平成23年 9月 1日
	広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村	免除期間終了まで 免除証明書は不要

◎市町村への保険証や免除証明書等の申請を忘れずに。

申請の方法等のお問い合わせは、市町村の窓口をお願いします。

(別添)

文書案 1 (約 100 文字)

東日本大震災により被災された被保険者の方へ

7月1日からは、介護事業所等に被保険者証の提示が必要になります。また、利用者負担の免除等を受けるためには、一部の市町村を除いて、免除証明書等の提示が必要です。被保険者証や免除証明書等の交付をまだ受けていない方は、お早めに市町村にご相談下さい。

文書案 2 (約 200 文字)

東日本大震災により被災された被保険者の方へ

7月1日からは、介護事業所等に被保険者証の提示が必要になります。また、利用者負担の免除等を受けるためには、一部の市町村を除いて、免除証明書等の提示が必要です。被保険者証や免除証明書等の交付をまだ受けていない方は、お早めに市町村にご相談下さい。

なお、利用者負担の免除等の対象となる方で、免除証明書等を提示できず利用者負担等を支払った方は、申請すれば支払った利用者負担等の還付を受けることができます。

東日本大震災により被災された被保険者の方へ

7月1日からは、介護施設や介護事業所等に被保険者証の提示が必要になります。また、利用者負担の免除等を受けるためには、一部の市町村を除いて、免除証明書等の提示が必要です。被保険者証や免除証明書等の交付をまだ受けていない方は、お早めに市町村にご相談下さい。

7月1日以降も免除証明書等の提示が不要となるのは、岩手県宮古市・釜石市、大船渡市・陸前高田市・大槌町・山田町、宮城県女川町・東松島市・塩竈市・多賀城市・松島町・七ヶ浜町、利府町・石巻市・南三陸町、福島県広野町・楢葉町・富岡町・川内村・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・飯館村・郡山市・白河市・南相馬市にお住まいの方です。これらの地域の方について、いつから免除証明書等の提示が必要となるかは、お住まいの市町村にご照会下さい。

利用者負担の免除等の対象となる方は、災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震の発生以後、他市町村へ転出した方を含む)であり、以下のいずれかに該当する方です。

- ① 主たる生計維持者が住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は心身に重大な障害を負い、若しくは長期間入院し収入が減少した方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
- ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

なお、利用者負担の免除等の対象となる方で、免除証明書等を提示できず利用者負担等を支払った方は、申請すれば支払った利用者負担等の還付を受けることができます。